

天川村山癒（やまゆ）の里寄附金条例

（目的）

第1条 この条例は、豊かな自然と天川村を愛する人々から寄附金を募り、世界文化遺産でもある吉野熊野国立公園地域など、こころ癒される豊かな自然環境を守り、森林の持つ多様な機能が発揮できるよう、森林の荒廃地や放棄地等の森林整備と広葉樹の植林等のための財源、また歴史を含めたフィールドの体験や学習をよりふれあいやすくするために登山道・遊歩道・歴史的建造物等の維持保全や豊かな自然環境と地域の歴史文化を守り、守ってきた地域住民のための健康・福祉の村づくりの財源として寄附金による基金を設置し、寄附を通じた住民参加型の地方自治を実現し、地域間交流を図り社会的貢献に寄与することを目的とする。

（事業の区分）

第2条 前条に規定するための事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) （自然）天川村こころ癒される豊かな森を守る事業
- (2) （文化）社会的・文化的景観の保全事業
- (3) （人） 守り・守ってきた住民むらづくり事業

（基金の設置）

第3条 前条に規定する事業に充てるため寄附者から收受した寄附金を適正に管理運用するため、天川村山癒（やまゆ）の里基金(以下「基金」という。)を設置する。

（寄附金の指定）

第4条 寄附金で実施する事業の指定については、村長が前条で定める事業を選定して行うものとする。

（寄附者への配慮）

第5条 村長は、基金の積み立て、管理及び処分その他の基金の運用に当たっては、寄附金の目的が反映されるよう十分配慮しなければならない。

（基金への積み立て）

第6条 基金として積み立てる額は、第1条の規定により寄附された寄附金の額とする。

（基金の管理）

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実有利な方法により保管しなければならない。

（基金の収益処理）

第8条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

（基金の処分）

第9条 基金は、その設置の目的を達成するために、第2条に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（基金の繰替運用等）

第10条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定

めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の

定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(運用状況の公表)

第 11 条 村長は、毎年度の終了後3ヶ月以内にこの条例の運用状況について、議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関して必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

天川村山癒（やまゆ）の里寄附金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、天川村山癒（やまゆ）の里基金条例(平成18年3月条例第5号。以下「条例」という。)に基づき、基金の積立て、管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ)

第2条 条例第1条に規定する寄附金(以下「寄附金」という。)の受入れは、随時行うものとする。

2 寄附金は、一口1万円とします。ただし、一口の額を下回る場合でも受けることができるものとする。

3 寄附金は、寄附申込書(寄附採納願)(様式第1号) または募集により受け付けるものとする。

(寄附金台帳の作成)

第3条 寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳(様式第2号)を整備するものとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。